

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 まくべつ議会未来塾事前研修

(1) 目的

「まくべつ議会未来塾」の円滑かつ効果的な運営を図るため。

(2) 派遣場所

幕別町役場 3階委員会室

(3) 派遣期間

令和8年10月14日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

2 十勝町村議会議員研修会（十勝町村議会議長会主催）

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

(2) 派遣場所

士幌町総合研修センター

(3) 派遣期間

令和8年10月14日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 18人

3 その他

上記1及び2の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。